

創立60周年記念
租税研究大会
ご案内



社団法人 日本租税研究協会

社団法人 日本租税研究協会 創立60年の歩み

◆昭和24年（1949年）11月9日設立

日本租税研究協会はシャウプ税制使節団团长シャウプ博士による純民間の全国的な租税研究団体設立の提唱を受け、当時の経済団体連合会会長・石川一郎氏、日銀総裁・一万田尚登氏、京都大学名誉教授・汐見三郎氏、日本商工会議所会頭・高橋竜太郎氏の四世話人、そして学会、官界、その他各方面の有志等多数の方々のお力添えにより設立されました。

爾来、その時々我が国の財政・税制をめぐる諸問題について民間の立場から調査・研究を行い、数々の提言、意見表明をして参りました。

「日本租税研究協会はシャウプ勸告を母とし、シャウプ税制の申し子として生まれ我が国における財政、租税に関する理論的、実証的研究を行う団体です。（西野嘉一郎第四代会長）」



故シャウプ博士

創立当初から「棚卸資産評価に関する意見」「原価差額の期末処理に関する意見」等積極的に時代の要請に即した意見を提言。「昭和39年税制改正に関する意見」を公表して以降は、毎年度の税制改正に関して定例的に租研としての意見を公表してきております。

毎年度の「税制改正に関する租研意見」以外に、近年は「日本型連結納税制度の提案」（H13）「歳出改革ビジョンの提言」（H17）「金融所得課税の一元化に関する提言」（H16）等の提言を行っております。

◆現在の日本租税研究協会（租研）

現在の会員数は法人会員等421社、個人会員369人合計790。（H21.3.31現在）

会員からの会費のみによって成り立っている公益法人です。

会員に対して、当局担当官、財政・租税学者、会計士、税理士等各界有識者を講師とするセミナー（会員懇談会）を年間100回を越える回数開催。財政・税制・税務・会計に関する最新の情報を会員に提供すると共に、税制に関する会員の意見を広く聴取し、委員会・研究会における研究成果と併せ租研としての税制改正への意見表明に繋げ、よりよい我が国税制の構築に寄与したいと考えております。

出版事業、委員会活動等-----巻末（参考）

創立60周年記念 租税研究大会

(開催日程)

創立60周年記念式典・平成21年9月10日(木)
東京大会 ・平成21年9月10日(木)～12日(土)
大阪大会 ・平成21年9月15日(火)



今井会長

社団法人 日本租税研究協会
会長 今井 敬



例年、秋に開催しております租税研究大会は、今回協会創立60周年の協会行事と併せて行うこととなりました。

協会が創立60周年を迎えさせて頂くのもひとえに会員の皆様並びに関係各位の一方ならぬご支援・ご協力のたまものと心から厚くお礼申し上げます。

大会初日に60周年記念式典を執り行うと共に大会日程も拡大し、内容も充実したものにして参りたいと存じます。

記念式典、東京大会を9月10日～12日に、大阪大会を9月15日に開催いたします。

ご多用中のところ、誠に恐縮でございますが、多数の皆様のご参席を賜りますようご案内申し上げます。

目 次

創立60周年記念式典

9月10日（木曜日） 午前10時00分～10時30分 1頁

東京大会

第1日 9月10日（木曜日）

報告1：法人税における資本取引と損益取引 午前10時40分～12時10分 2頁

討論1：税制抜本改革の課題と展望 午後1時15分～3時15分 3頁

報告2：税制改革の理想と現実 午後3時30分～5時00分 3頁

第2日 9月11日（金曜日）

討論1：国際課税の潮流 午前10時00分～12時00分 4頁

報告1：租税訴訟の回顧と展望 午後1時00分～2時30分 4頁

討論2：今、財政政策における戦略性を問い直す
午後2時45分～5時30分 5頁

第3日 9月12日（土曜日）

報告：わが国税務会計の商法依存と自立化 午前10時30分～12時00分 6頁
－歴史と展望－

討論：企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税法の対応
午後1時30分～4時30分 6頁

大阪大会

9月15日（火曜日）

副会長挨拶 日本生命保険相互会社 会長 宇野郁夫
午前10時00分～10時15分 7頁

報告1：租税法からみた消費税 午前10時30分～12時00分 7頁

討論：税制改革の課題と展望 午後1時15分～3時15分 8頁

報告2：信託税制の過去と未来
～19年改正の位置づけと今後の展望 午後3時30分～5時00分 8頁

(参考)

(社)日本租税研究協会の活動 9頁

創立60周年記念式典

平成21年9月10日（木曜日） 午前10時～10時30分

会場 日本工業倶楽部3階大ホール

東京都千代田区丸の内1-4-6

電話 (03) 3281-1711 (代)

式次第

会長挨拶

来賓祝辞

財務大臣

総務大臣

日本経済団体連合会会長

東京大会

第1日 平成21年9月10日（木曜日）

会場 日本工業倶楽部3階大ホール

東京都千代田区丸の内1-4-6

電話 (03) 3281-1711 (代)

報告1： 法人税における資本取引と損益取引 午前10時40分～12時10分

〈敬称略〉

報告者 東京大学名誉教授

金子 宏

= 報告要旨 =

資本取引と損益取引は峻別されるべきであり、資本取引からは収益は発生しないというのが、企業会計の伝統的な考え方であり、法人税法22条2項、3項の規定の中にもその趣旨が現れている。しかし、法人の取引の中には、資本取引の要素と損益取引の要素を併せ持った取引（混合取引）があるのではないか、それらの取引からは収益が発生すると解すべき場合があるのではないか、というのがこの報告の基本的発想であり、問題意識である。（1）現物配当、（2）自己の株式の取得、

および（3）デット・エクイティー・スワップの3つの問題を取り上げ、混合取引にかかる課税の問題について解釈論および立法論（政策論）の両面から検討を加えてみたい。

討論：税制抜本改革の課題と展望

午後1時15分～3時15分

司 会：一橋大学大学院法学研究科教授（租税法学会会長）

水 野 忠 恒

（五十音順）

参加者：

総務省自治税務局長

岡 崎 浩 巳

キヤノン(株)副社長（租研副会長）

田 中 稔 三

税理士

平 川 忠 雄

財務省主税局長

古 谷 一 之

= 討論要旨 =

我が国は、経済危機を克服するため当面の景気対策として大規模な財政支出が実施されています。また、急激な少子高齢化や人口減少に伴い社会保障費が増大する一方、巨額な政府債務残高を抱える構造的に深刻な課題を抱えています。

このため、早期の経済危機脱出と持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた早期の取り組みにより、国民が安心でき、安定した社会を

現することが急務の課題となっています。税制においては、税制改正法の附則において税制抜本改革の道筋と基本的方向性が明確化され、税制抜本改革に向けた検討が進められています。

日本の今後の方向を決める極めて重要なこの時期に、税制抜本改革の課題と展望について、今後の具体的な取組みを含めて討論を行います。

報告2：税制改革の理想と現実

午後3時30分～5時00分

報告者 放送大学長（元税制調査会会長）

石 弘 光

= 報告要旨 =

税制改革を遂行するには、しっかりとした基本理念と目標が必要である。これがないと審議の過程で軸足がぶれ、最終的に何のための税制改革か分からない代物となりかねない。しかしながら、理想を掲げて税制を改革しようとしても、しばしば現実との妥協が迫られるケースが起こりうる。否、過去の例を見るかぎり理想どおりに実現するより、この現実的な妥協の方が多いいえよう。

たとえば、戦後日本の税制改革を振り返ると、シャープ勧告により理想どおりの税制が確立された後、日本の経済社会の実態に合わせ如何に修正するかを繰り返してあったといえよう。本報告において、税制改革の審議機関のあり方もふまえ、租税特別措置、所得税の総合課税などの実態を具体的にとりあげ、問題点を明らかにしたい。

第2日 平成21年9月11日（金曜日）

会場 日本工業倶楽部 3階大ホール

討論1：国際課税の潮流

午前10時00分～12時00分

〈敬称略〉

司 会：東京大学法学部教授

増 井 良 啓

参加者：

(五十音順)

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

青 山 慶 二

財務省主税局参事官

大 矢 俊 雄

三菱商事(株)コントローラーオフィス税務室長

鈴 木 一 路

KPMG税理士法人パートナー

八 田 陽 子

= 討論要旨 =

最近の日本における国際課税の状況を概観し、OECDなどの国際機関における議論の動向を踏ま

え、外国子会社合算税制の改革の方向性など、国際課税の現状と課題について討論を行います。

報告：租税訴訟の回顧と展望

午後1時00分～2時30分

報告者 租税訴訟学会会長

山 田 二 郎

= 報告要旨 =

第二次大戦後の「司法制度改革」で、租税訴訟も行政裁判所ではなく通常の裁判所が取扱うことになるに変わったほかに（憲法76条）、裁判所が違憲立法審査権を行使することになり（憲法81条）、租税法についても裁判所が租税法の憲法適合性について違憲審査を行うことになった。戦後は、租税法の領域でも、裁判所の役割は大きく変貌し、納税者が裁判所に対して適正・公正な課税と徴収を求めて大きな期待を寄せるものとなっている。

ところで、1965年頃までは、租税訴訟は、所得税の推計課税や労音運動の個別消費税（入場税）の主宰者を争う租税訴訟が大きな比重を占めており、租税訴訟は提訴件数が少なく、納税者の救済率も低調であった。

2001年に司法制度改革推進法が成立し、これを受けて「第二の司法制度改革」の波がおこり、この改革の重点項目の中に「司法の行政に対するチェック機能の強化」が掲げられた。

この改革は未だ成果を挙げているとはいえない

が、裁判所の管轄が広く改められ、裁判官の専門化も進められているので、租税訴訟が活性化し、密度の濃い租税訴訟の判決が期待されている。

租税法は基本原則として租税法律主義と租税平等主義に立脚しているが、租税法や国税・地方税の税務行政が憲法・法令に適合するように、21世紀にはより一段と裁判所のチェック機能の強化が求められている。

ここでは、個々の事件の解説を行うのではなく、国内事件、国際事件、特に最近になって件数が増えている移転価格課税事件、タックスヘイブン課税事件、国際源泉所得事件などで、法律に適合した公正な税務行政が行われているのか、裁判所のチェック機能は十分に機能しているのか、納税者が租税訴訟に寄せている期待は満足できるものになっているのかを、その大勢を回顧することに重点をおき、総括として、租税訴訟が適正・公正な課税と徴収を促進できるようにするための改善策を究明してみたい。

討論 2：今、財政政策における戦略性を問い直す 午後 2 時45分～ 5 時30分

報告全体

財政経済 慶応大学経済学部教授 土 居 丈 朗

社会保障 慶応大学経済学部教授 駒 村 康 平

各論

財政収支と財政健全化

上智大学経済学部准教授 中 里 透

税制・社会保障・労働市場改革の一体的改革

一橋大学大学院経済学研究科准教授 國 枝 繁 樹

社会保障と地方財政

一橋大学大学院経済学研究科准教授 林 正 義

討 論

司 会：慶応大学総合政策学部教授 小 澤 太 郎

参加者： 上記報告者 5 名

= 討論要旨 =

国・地方を合わせた長期債務残高は、09年度末には816兆円（対GDP比168%）に達する見込みであり、財政健全化は喫緊の課題であるが、従来11年度に設定されていた基礎的財政収支黒字化の目標は、昨今の景気悪化の影響で先送りせざるを得ない状況に至った。こうした中、大幅な消費税率の引上げはもはや避けて通れない政治的課題となりつつある。また社会保障分野においても、年金制度改革、介護保険制度改革、医療制度改革といった、いわゆる3大改革後の各制度間の整合

性を問題視し、一連の改革は単なる財源の辻褃合わせに過ぎないとの厳しい見方が存在する。もはや我が国の財政政策は、一貫性のない戦術的対応に終始した先送りの彌縫策である事は許されず、まさにその戦略性が問われていると言えよう。こうした問題意識に立って、税制・社会保障・労働市場の一体的改革や地方財政改革も含めて、今後の財政政策のあり方について率直な意見交換を図る。

第3日 平成21年9月12日（土曜日）

会場 日本工業倶楽部 3階大ホール

**報告：わが国税務会計の商法依存と自立化
—歴史と展望—**

午前10時30分～12時00分

報告者：専修大学商学部教授

（敬称略）

（一橋大学名誉教授、企業会計審議会会長） 安藤 英 義

= 報告要旨 =

法人税法による税務会計は、その基礎にある資本概念に関して、商法が配当規制において確立してきた払込資本に長らく依存してきた。しかし、平成13年6月改正商法以来この資本概念が揺らぎ、会社法に至ってこの資本概念は崩壊したも同然である。この事態に直面して、税務会計は商法・会社法依存から脱却し、払込資本による資本概念を堅持している。

その拠り所は、会計原則として定着している「払込資本と留保利益の区別」である。わが国の会計基準については、目下、国際会計基準とのコンバージェンスが進行中である。他方で、わが国における国際会計基準の段階的採用も見込まれている。このような状況も視野に入れて、会社法における資本制度および資本概念に関する税務会計の将来を展望する。

討論：企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税法の対応

午後1時30分～4時30分

報告全体

総括 早稲田大学大学院会計研究科教授 品川 芳 宣

総括・繰延資産・引当金

学習院大学法科大学院准教授 潤 圭 吾

総括・収益認識基準

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所准教授

吉村 政 穂

各論

確定決算主義 立教大学経済学部准教授 坂本 雅 士

減価償却と減損会計

成蹊大学経済学部教授 成道 秀 雄

討論

司 会：横浜国立大学大学院国際社会科学研究所国際経済法学専攻長

岩崎 政 明

参加者：

上記報告者5名

= 討論要旨 =

企業会計基準のコンバージェンスは、既にタイムスケジュール化されている。このコンバージェンスに対しては、まず、会社法の会社計算規則（又はその中小企業版である中小企業の会計指針）がどのように対応するかが問題となる。法人税法については、確定決算基準を採用している建前から会社計算規則との関係が問題となるほか、同法

22条4項が「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従うことを定めているので、企業会計基準のコンバージェンスに直接対応を要するかという問題も生じる。また、確定決算基準それ自体のあり方についても検討を要することになる。よって、これらの諸問題について問題提起し、それらの方向性について議論する。

大阪大会

平成21年9月15日（火曜日）

会場 関電ビル内

関電会館 4階5・6号室

大阪市北区中之島3-6-16

電話 (06) 6441-6800 (代)

午前10時00分～10時15分

〈敬称略〉

副会長挨拶

日本生命保険相互会社会長

宇野 郁夫

報告1：租税法からみた消費税

午前10時30分～12時00分

報告者 同志社大学法学部教授（日本税法学会理事長）

田中 治

= 報告要旨 =

本報告は、租税法の視点から、消費税の仕組みの特徴、消費税をめぐる問題点や課題を探ろうとするものである。租税法は法律学の一部門であるので、権利、義務、権限といった言葉を使いながら、消費税をめぐる納税者と税務署との紛争をどのように解決するか、無用な紛争が生じないように制度をどのように合理的に改革すべきか、などが検討課題となる。消費税の世界で、事業者と消費者との関係をどのように捉えるか、取引価

格と消費税の関係をどのように捉えるか、いわゆる益税は存在するか、などは消費税の性格を理解する上で重要な論点である。本報告は、これらの論点に関し、主として裁判例を素材にしながら、消費税の納税義務者は誰か、消費税の課税の対象は何か（消費税の担税力をどのように考えるか）、仕入税額控除の存在理由は何か、などに触れる。併せて、消費税を福祉目的税化することの是非についても検討したい。

討論：税制改革の課題と展望

午後1時15分～3時15分

司会：関西学院大学経済学部教授
参加者：

財務省大臣官房審議官
総務省大臣官房審議官
大阪産業大学経済学部教授
関西電力(株)常務取締役（租研常任理事）

林 宜 嗣
（五十音順）
佐 藤 慎 一
佐 藤 文 俊
戸 谷 裕 之
中 森 朝 明

= 討論要旨 =

わが国経済社会の構造が大きく変化しようとしている今日、税制には以下の課題に応えることが求められています。第一は超高齢社会の負担に耐えうる税制の構築です。第二は経済活動のグローバル化を見据えた税制の構築です。人や企業の活動が国境を越えて行われている今日、税制を含めたシステムが国際的なトレンドから大きく乖離すると、わが国の経済社会の活力を削ぐ可能性があります。第三は経済ダイナミズムを再生するため

の税制の構築です。経済社会が成熟化したわが国においては、税制が民間経済の円滑な活動を妨げることは許されません。第四は地方分権時代にふさわしい地方税制の構築です。地方財政における受益と負担を一致させ、最適な地方財政を実現することが税制にも求められています。今回のパネルにおいては、現下の社会経済情勢と税財政を踏まえ、今後の税制改革に当たっての基本的視点や方向性等について討論を行います。

報告2：信託税制の過去と未来

～19年改正の位置づけと今後の展望

午後3時30分～5時00分

報告者 神戸大学大学院法学研究科教授

佐 藤 英 明

= 報告要旨 =

新信託法の原則的な施行（平成19年9月30日）にともなう平成19年改正によって、わが国の信託税制は大きく姿を変えた。委託者課税の位置づけの変更、法人課税信託の登場、設定時課税の一部変更などがすぐに目につく大きな改正点であり、さらに信託を用いた租税回避への緻密な対応なども、この改正の特色として挙げることができる。他方で、旧法下で提起されていた課税上の問題のうち、改正後も未解決のまま残っているもの

もあり、とりわけ新信託法のねらいの一つとも言える個人の資産管理に用いられる信託に関連して未解決の問題が残されている。本報告においては、大改正であった19年改正を大正11年以来のわが国の信託税制の流れの中に位置づけ、改正によっても解決されなかった問題または新信託法や19年改正法の下で新たに出現する問題に対応するために、今後さらに必要となる立法的な手当てのあり方を展望する。

(参考)

(社) 日本租税研究協会の活動 【創立60周年記念等 出版事業】

- ・租税研究大会/60周年記念号
- ・我が国税制の回顧と展望 (東京大学名誉教授 金子 宏)
- ・米国法人税制 (名古屋経済大学教授 本庄 資)
- ・租税条約の解説 (日米、日英、日本・カザフスタン等の各租税条約)
- ・OECDモデル租税条約 2008年版
- ・OECD 「事業再編に係る移転価格上の側面
ー民間コメント募集のためのディスカッションドラフト」
- ・OECD 「恒久的施設への帰属利益の算定に関する報告書」
- ・財政経済研究会報告書
- ・各研究会報告書

【委員会・研究会】

[常設委員会]

政策委員会 (委員長 東京電力(株)顧問 南直哉)	政策検討会 地球環境問題検討会
財政経済委員会 (委員長 (株)三菱東京UFJ銀行相談役 岸曉)	財政経済研究会
個人課税委員会 (委員長 日本たばこ産業(株)顧問 水野勝)	個人課税研究会
法人課税委員会 (委員長 キヤノン(株)副社長 田中稔三)	法人税研究会 税務会計研究会
国際課税委員会 (委員長 日本たばこ産業(株)顧問 水野勝)	国際課税研究会
消費課税委員会 (委員長 東京電力(株)顧問 南直哉)	消費税研究会
地方課税委員会 (委員長 日本生命保険相互会社会長 宇野郁夫)	地方税研究会

[懇談会]

会員懇談会 (東京、大阪、名古屋、福岡)	
運営委員会 (日本租税研究協会専務理事 秦邦昭)	企画運営小委員会

- *****
- (1) プログラムの内容は、都合により一部変更することもありますので、予めご了承ください。
- なお、プログラムについて、ご意見、ご要望がございましたら、できるだけ早く、事務局あてにご連絡ください。
- (2) ご出席希望者は、配席の都合上お手数ながら同封用紙にご記入のうえ事務局まで、FAXにてご連絡をお願いいたします。

平成21年7月

第61回租税研究大会

社団法人日本租税研究協会 事務局

〒100 東京都千代田区大手町2丁目6番2号
-0004 日本ビル5階552区

TEL (03) 3281-2719

FAX (03) 3281-6073

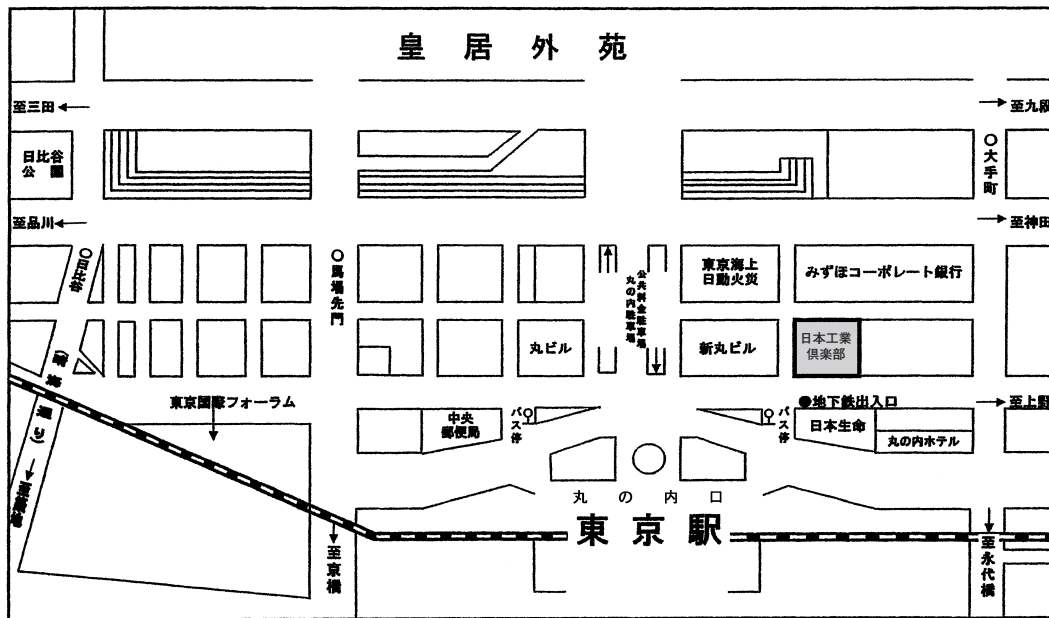
E-mail: j-tax-as@tkg.att.ne.jp

<http://www.soken.or.jp/>

東京大会会場ご案内図

日本工業倶楽部会館への道順

東京都千代田区丸の内1丁目4番6号 (03)3281-1711(代)



1. JR 東京駅丸の内北口、徒歩3分。
2. 地下鉄丸の内線東京駅下車、出口1大手町方面から徒歩1分。

大阪大会会場ご案内図

関電会館への道順

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関電ビルディング4階 電話 (06)6441-6800(代)



- ・ JR 大阪駅、阪神・阪急梅田駅下車、四つ橋筋を南へ約1 km、渡辺橋を渡り西へ約300m (徒歩約15~20分)
- ・ JR 大阪駅より市バス53系統船津橋行で渡辺橋下車、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・ 淀屋橋駅下車、淀屋橋を渡り西へ約700m (徒歩約10分)
- ・ 地下鉄肥後橋駅下車、4番出口に進み、朝日新聞ビルの出口を出て、西へ約300m (徒歩約5分)

—MEMO—